

<個別案件確認表（東京都）>

東京都担当確認年月日 令和2年2月10日

東京都作業部会確認年月日 令和2年2月12日

事業名 損害保険

案件名 パラリンピック関係者向け医療・傷害関連保険の手配

| 確認の視点 | 東京都の見解 | 備考 |
|--|--|----|
| ①経費の負担が平成29年5月31日の合意の考え方に基づくものであること | (1)本件は、パラリンピックの選手や、その競技運営を担う関係者のための保険であり、パラリンピック期間中に生じた傷害等に係る費用を補償するものである。 (2)パラリンピック経費は、平成29年5月31日の合意に基づき、組織委員会、都及び国で2:1:1の割合で負担するものである。 | |
| ②事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること | 大会関係者向けの保険であり、オリンピックにおいても同様の保険手配が求められるため、大会運営を担う組織委員会がパラリンピックと併せて、一括して執行することが効率的かつ効果的である。 | |
| ③経費の内容等が必要性（必要な内容、機能かなど）、効率性（適正な規模、単価かなど）、納得性（類似のものと比較して相応かなど）等の観点から妥当なものであること | 必要性 開催都市契約運営要件（以下、「HCC OR」という。）において、保険手配義務が定められており、また、全ての国が医療費負担等の不安なく安心して平等に大会に参加できるように保険を手配するという背景があることを確認した。 | |
| | 効率性 (1)HCC OR に定められているAD所持者を対象としており、適正な規模と考える。 (2)治療費等の保険の支払限度額は、HCC OR では無制限であることを求められているところ、実情を踏まえた金額を設定していることを確認した。 | |
| | 納得性 (1)当該保険料は、金融庁において、十分性や公平性等を考慮して、合理的かつ妥当なものとなっているか審査された範囲のものであることを確認した。 (2)一般向けに提供している保険商品と類似条件で比較し、保険料水準（単価）が妥当であることを確認した。 | |
| ④その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること | 現時点では大会経費の都の枠内であることを確認できないため、組織委予算の執行とする。 | |

※公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。